

令和6年6月10日

◆子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が国会にて可決、成立

児童手当の拡充をはじめとした少子化対策の強化策や、財源を確保するための「支援金制度」の創設を盛り込んだ、子ども・子育て支援法などの改正法が参議院本会議で可決・成立しました。

【改正法の概略】

- ・ 児童手当の所得制限を今年12月の支給分から撤廃、対象を18歳まで広げ、第3子以降月額3万円に
- ・ ひとり親世帯の児童扶養手当について、子どもが3人以上いる世帯で加算部分額を引き上げ
- ・ 妊娠・出産した際に10万円相当を給付
- ・ 子どもが1歳になるまでの親の国民年金保険料を免除
- ・ 「こども誰でも通園制度」を創設、親が働いていなくても3歳未満の子どもを預けられる
- ・ 両親ともに14日以上育児休業取得で、最長28日間育児休業給付を拡充
- ・ 2歳未満の子どもの親が時短勤務をする場合、賃金の10%にあたる額を支給
- ・ 財源確保のための「支援金制度」を創設、2026年度から公的医療保険を通じて徴収開始

★政府試算による負担額（2028年度時点の被保険者負担額）

- ・ 協会けんぽ加入者：700円/月
- ・ 健康保険組合加入者：850円/月
- ・ 共済組合加入者：950円/月

※労使折半が前提で、事業主も同額を拠出

- ・ 国民健康保険加入者：600円/月（1世帯あたり）
- ・ 後期高齢者医療制度加入者（75歳以上）：350円/月

政府は医療や介護などの歳出改革や賃上げによって社会保険負担の抑制を図り、「支援金」による実質的な負担は生じないとしています。実際負担が増えることは否めません。今後どのように歳出改革を進め、財源を確保していくかが課題となります。

参考：[001224965.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/content/001224965.pdf)

◆昨年の合計特殊出生率は1.20で過去最低

厚生労働省は、2023年の「人口動態統計」の概数を、5日に公表、1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標となる「合計特殊出生率」は1.20でした。統計を取り始めて以降最も低く、2022年の確定値と比べると0.06ポイント低下していて、8年連続で前の年を下回りました。

また、都道府県別の合計特殊出生率は、すべての都道府県で、2022年よりも低くなりました。最も低かったのは、東京都で0.99と1を下回りました。次いで北海道が1.06、宮城県が1.07、神奈川県は1.13でした。一方、最も高かったのは沖縄県で1.60、次いで宮崎県と長崎県が1.49、鹿児島県で1.48でした。

厚生労働省は「少子化の進行は危機的で、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化の傾向を反転できるかのラストチャンスだ。少子化の要因には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなどが絡み合っているため、厚生労働省として、男性の育休の取得推進や若い世代の所得向上など、必要な取り組みを加速させていきたい」としています。

子育て支援のための様々な取り組みが政府主導で動いていますが、効果のほどは今一つと考えられていま

す。あるアジアのメディアでは、中国を含む東アジアの伝統的な考え方として、「特に家事や育児について依然として女性に高い期待と要求があるのは認めざるを得ない」と指摘。「仕事と家事・育児という二重の負担によって多くの女性が出産に抵抗感を抱いている。子どものために頻繁に休みを取っていたため会社に居づらくなり、退職せざるを得なくなったというケースも身近にある」とし、「こうした社会では母親であることの代償があまりにも高すぎるのではないだろうか」と結んでいます。最近、「子持ち様」として、子育て中の母親が揶揄されるという状況も出てきています。今一度社内を見渡し、妊娠・出産・子育て中の従業員とその周囲に軋轢が生じていないかを確認してみたいかがでしょうか。

参考：[kekka.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

[令和5年\(2023\)人口動態統計月報年計\(概数\)の概況 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)